（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a　［略］

b　組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）を記載すること。

c　［略］

［(5)～(7)　略］

(8)　統合財務情報

a　提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(25)ａ(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされる場合には、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a　［同左］

b　組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則第２条第３項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）を記載すること。

c　［同左］

［(5)～(7)　同左］

(8)　統合財務情報

a　提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(25)のａの(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のｂの(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b　［同左］